

3

コミュニティの絆で支える福祉の充実と 更に安全・安心な暮らしを守る災害に強い まちづくり

100億8,125万4千円

子育て支援の推進

49億7,681万円

次世代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもたちの笑顔があふれる社会を実現するための各事業を実施します。

主な事業

子ども医療費支給事業

4億8,275万円

小・中学生の通院にかかる自己負担（1回500円、月4回まで）を撤廃し、入院・通院に係る自己負担額を中学3年生まで無料化します。



こんな事業も実施します

- ▶ 臨時福祉給付金給付事業 1億3,432万円
消費税の引き上げに伴い、市県民税が課税されていない人など、低所得者の負担を軽減するため、要件を満たす世帯員に、国の補助金により給付金を給付します。
- ▶ 日中一時支援等事業 676万円
旧みしまさくらの建物を利用し、日中に監護する人がいない障がい者に活動の場を確保します。
- ▶ 高齢者バス等利用助成事業 1,873万円
高齢者のバス乗車料金、伊豆箱根鉄道駿豆線の利用料金の一部助成を行います。
- ▶ 防犯灯維持管理事業 5,970万円
維持管理と市内全域のLED化を実施します。

(仮称) はったばた療育支援室整備事業

3,783万円

旧はったばた幼稚園の建物を、現在療育支援室で行っている発達支援事業の一部と、新たに単独教室を実施するために整備します。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業

5,793万円

消費税の引き上げに伴い、子育て世帯の生活に与える負担を軽減するため、要件を満たす世帯に国の補助金により給付金を給付します。

市立保育園一時預かり保育事業

716万円

緊急的に保育を必要とする乳幼児を一時的に預かり、子育て家庭を支援します。

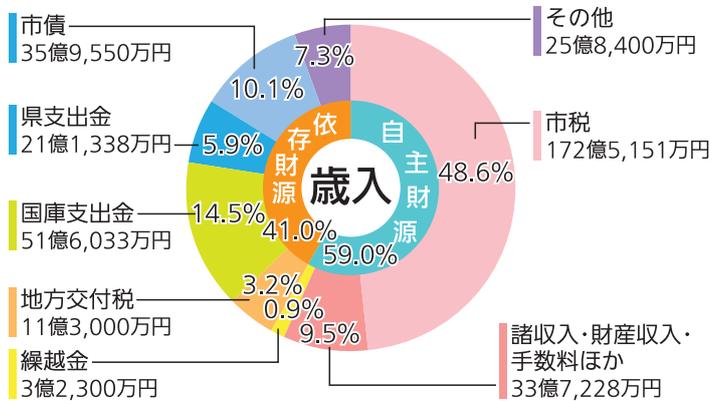
- ▶ 各小・中学校非構造部材耐震化事業 9,297万円
屋内運動場等の天井などの落下による被害を防ぐため、天井等落下防止対策を実施します。
- ▶ 急傾斜地崩壊防止対策事業 3,600万円
県、市の施工で、急傾斜地崩壊防止事業を行います。
- ▶ 休日夜間救急医療センター運営事業 9,922万円
休日夜間の初期救急医療を三島市医師会に委託し、メディカルセンターで実施します。
- ▶ 消防救急無線整備事業 3億1,277万円
通信指令業務の共同運用と消防救急無線のデジタル化に対応するため、設備及び機器の整備を行います。

平成27年度 そのほかの主な事業

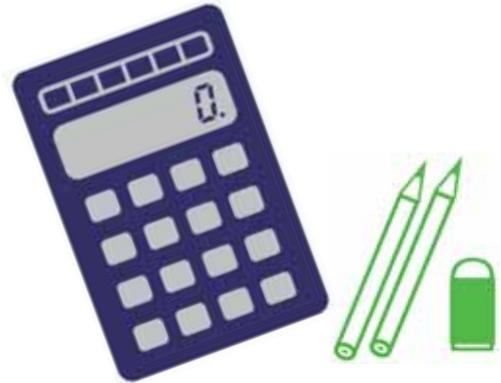
- ▶ マイナンバー制度導入事業 1億4,143万円
行政手続きの効率化、正確性を高めるため、国民一人ひとりや法人に固有の番号を割り当てます。
- ▶ 第4次三島市総合計画策定事業 392万円
平成28年度から32年度までの5年間を期間とする後期基本計画を策定します。
- ▶ みしまWi-Fi整備推進事業 78万円
楽寿園、山中城跡公園売店、市役所本庁舎など5カ所に公衆無線LAN(Wi-Fiスポット)を整備します。
- ▶ コンビニエンスストア収納代行業 580万円
軽自動車税のほか市県民税、固定資産税、国民健康保険税がコンビニエンスストアで、収納できます。
- ▶ 市制75周年記念事業 90万円
平成28年4月29日に迎える市制施行75周年に向けて、催事の準備を進めます。
- ▶ 国勢調査事業 5,614万円
平成27年10月1日を基準日とする国勢調査を実施します。

平成27年度当初予算の内訳

一般会計▶▶▶歳入



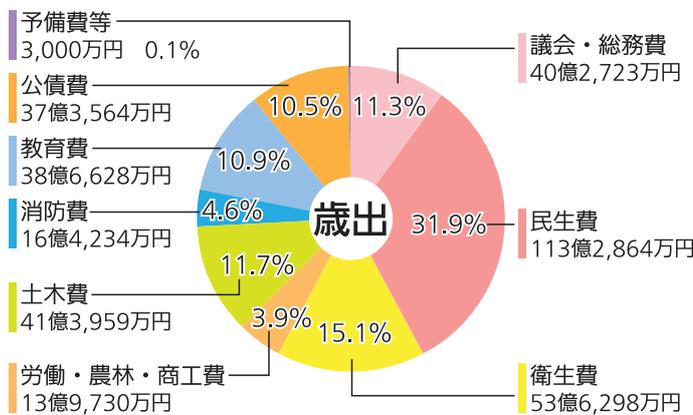
一般会計予算額 355億3,000万円



一般会計▶▶▶歳出

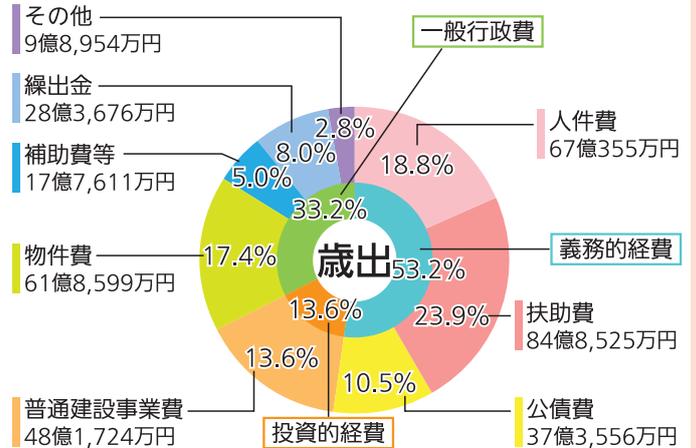
目的別グラフ

行政サービスの水準や行政上の特色などを知ることができます。



性質別グラフ

支出が義務付けられている人件費や扶助費、公債費の「義務的経費」と公共施設建設などの普通建設事業費の「投資的経費」ほかに分けることができます。



用語の説明

歳入グラフ

- 一般会計▶市が行う仕事の大部分をまかなう予算
- 市税▶市民税、固定資産税、軽自動車税など
- 繰越金▶前年度の会計から繰り越したお金
- 地方交付税▶どこでも等しく行政サービスが受けられるよう、各市町村の財政状況に応じ、国から交付されるお金
- 国庫支出金・県支出金▶使い道を決めて国や県から交付されるお金
- 市債▶学校や道路などの整備のための借金
- 自主財源▶市が自ら収納・徴収できる財源（市税、市営住宅の使用料など）
- 依存財源▶国や県から交付されたり割り当てられたりする財源（国庫支出金、地方交付税など）

※歳出 目的別グラフの用語は、P.8をご覧ください。

※円グラフの各金額においては、万円表記をしています。

歳出 性質別グラフ

- 人件費▶市の職員の給与、市議会議員への報酬など
- 扶助費▶高齢者・児童・障がい者などの支援にかかる経費
- 普通建設事業費▶道路や公共施設の新・改築などにかかる経費
- 物件費▶消費的性質をもつ経費（委託料、通信運搬費、光熱水費、消耗品費、備品購入費など）
- 補助費等▶市から団体・個人などに対して補助するために支払う経費（報償費、火災・自動車損害保険料などを含む）
- 繰越金▶一般会計・特別会計・基金の間で支出される経費
- 義務的経費▶支出が義務付けられていて自由に減らすことが困難な経費（人件費、扶助費、公債費）
- 投資的経費▶支出の効果が資本形成に向けられ、将来に残るものに支出される経費（道路や施設の建設など）
- 一般行政費▶義務的経費と投資的経費以外の経費（物件費などの経常的に支出される性質のもの）